

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第一百条第一項、第一百三十一条及び第一百三十三条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十一条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八号、第二十一条第七号及び第二十二条第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理 (第三十八条の五―第三十八条 の二十一) 第六章～第十章 (略) 附則 (適用の除外) 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。 一～七 (略) 八 令別表第三第二号34の3に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の	目次 第一章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理 (第三十八条の五―第三十八条 の十九) 第六章～第十章 (略) 附則 (適用の除外) 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。 一～七 (略) 八 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

（測定及びその記録）

第三十六条（略）

2（略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4（略）

（測定結果の評価）

第三十六条の二（略）

2（略）

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

（測定及びその記録）

第三十六条（略）

2（略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4（略）

（測定結果の評価）

第三十六条の二（略）

2（略）

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 （略）

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 （略）

(新設)

3 おいて、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。	4 事業者は、前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。	5 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。	6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。	7 事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。	8 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。
二 測定方法					
一 測定日時					

業	務	期間	項	目	三	測定箇所
					四	測定条件
業	務	期間	項	目	五	測定結果
					六	測定を実施した者の氏名
業	務	期間	項	目	七	測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
					八	測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
業	務	期間	項	目	9	事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
					10	労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
業	務	期間	項	目	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	
					一〇三十二（略）	
業	務	期間	項	目	三十三 マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガンはその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	
					三十三の二・三十四（略）	
業	務	期間	項	目	三十四の二 溶接ヒュームを含有する製剤その他の物。ただし、溶接ヒュームの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	
					三十四の三（略）	
業	務	期間	項	目	三十五〇三十七（略）	
					別表第三（第三十九条関係）	
業	務	期間	項	目	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	
					一〇三十二（略）	
業	務	期間	項	目	三十三 マンガン又はその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、マンガンはその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	
					三十三の二・三十四（略）（新設）	
業	務	期間	項	目	三十四の二（略）	
					三十五〇三十七（略）	
業	務	期間	項	目	別表第三（第三十九条関係）	
					別表第三（第三十九条関係）	

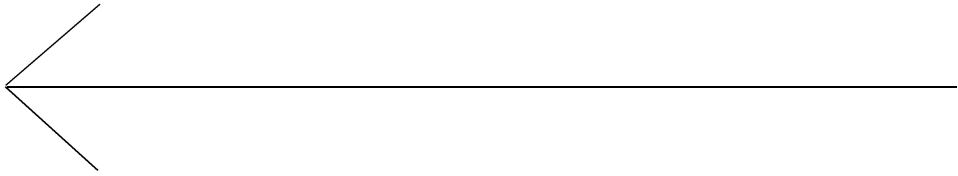
別表第四（第三十九条関係）			
業 務	項 目	(六十七)	(六十三)
(略)	溶接ヒューム（これをそ	(略)	(略)
			(六十二) 溶接ヒューム（こ れをその重量の一 パーセントを超え て含有する製剤そ の他の物を含む。 ）を製造し、又は 取り扱う業務
			六月
		五	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 溶接ヒュームによるせき 、たん、仮面様顔貌、膏顔 、流涎、発汗異常、手指の 振顫、書字拙劣、歩行障害 、不随意性運動障害、発語 異常等のパーキンソン症候 群様症状の既往歴の有無の 検査 四 せき、たん、仮面様顔貌 、膏顔、流涎、発汗異常、 手指の振顫、書字拙劣、歩 行障害、不随意性運動障害 、発語異常等のパーキンソ ン症候群様症状の有無の検 査 五 握力の測定

別表第四（第三十九条関係）			
業 務	項 目	(六十六)	(六十二)
(新設)		(略)	(略)

(五十二) (五十二)		(五十二)
(略)	の重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
	二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査	三 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査
	四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定	

(五十四) (五十二)		(略)

様式第三号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（第41条関係）（裏面）
備考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通して順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「産業界の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1－ジメチルヒドrazin（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4－アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4－ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	217	シアン化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロメチル）エーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーサーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'－ジクロロ－4・4'－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2－ジクロロプロパン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5％を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファ－ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4－ジオキサン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビスフェニル（別名PCB）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2－ジクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルト－トリジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニッケルカルボニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル－2・2－ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3％を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ペンゾトリクロリド（これをその重量の0.5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラ－ニトロクロロベンゼン（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2－テトラクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	二酸化水素（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペーサープロピオラクタム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンジイミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト－トリイジン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	二酸化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト－フタロジニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第二条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 二 （略） 三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2及び34の3に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の2及び第三十四号の三に掲げる物並びに次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場 四・五 （略）	別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 二 （略） 三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場 四・五 （略）

様式第十八号の備考2中「又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類」や「作業環境測定を行うことができる作業場の種類又は個人サンプリング法の実施の有無」に於ける。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（測定等に関する経過措置）

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。